

## 八王子市戸吹湯ったり館指定管理者の選考に関する実施要綱

### (目的)

第1条 戸吹湯ったり館の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

### (審査の原則)

第2条 審査は八王子市戸吹湯ったり館指定管理者募集要項 10(1)の選定の基準(以下「選定基準」という。)及び別表1の「審査項目及び審査基準」に基づき、実施する。

### (資格審査)

第3条 健康福祉部地域医療推進課は別表2の「応募資格審査表」に基づき、応募資格の審査及び応募書類の内容確認を行い、八王子市戸吹湯ったり館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審議に付議する。

### (選考)

第4条 選定委員会の委員は、応募者の事業計画の内容とその実現性、管理能力等を文書及びプレゼンテーションで審査し、別表1の「審査項目及び審査基準」に基づき評価点をつける。

2 選定委員会は、前項の評価点の合計を尊重し、「選定基準」に基づき総合的に評価することにより、指定管理者の候補者を決定する。

3 市長は、選定委員会の選考結果を受け、指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに応募者に通知しなければならない。

### (その他)

第5条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

### 附則

1. この要綱は、平成20年8月21日から施行する。
2. この要綱は、平成21年3月31日をもって、その効力を失う。

## 審査項目及び審査基準

## 審査項目

(1-1) 入浴以外で心身の休息の提案力
(1-2) 健康に関する知識の普及を図る能力
(1-3) 「食」から健康増進を実現する能力
(1-4) 「食」以外から健康増進を実現する能力
(2-1) 料金体系を組み立てる能力
(2-2) 効率よいサービス提供の能力
(2-3) 適切な休館日設定による、バランスのとれた経営感覚
(2-4) 利用者の増大・収益増大の手腕
(2-5) 隣接の戸吹総合スポーツ公園との相乗効果プラン力
(3-1) スムーズな入館システムによるサービス力
(3-2) 人事管理能力
(3-3) 信頼できる設備機器維持能力
(3-4) 信頼できる会計事務処理能力
(3-5) 経費節減、環境保護に関する関心度の高低
(3-6) 管理能力の実績
(3-7) 緊急時の対応能力と、普段からの緊急時に対する意識の高さ
(4) 個人情報保護対策・情報公開に関する意識の高さ

## 審査基準

特に優れている
優れている
普通
やや劣る
劣る

## 応募資格審査表

## 応募資格審査

資格審査項目	
(1)	八王子市戸吹湯ったり館指定管理者募集要項 9-(2) に掲げる提出書類をすべて提出している
(2)	応募者は八王子市内に事務所、事業所を有する法人又はその他の団体である。または、複数の事業者が共同事業体を結成して申請している場合、共同事業体の代表者は、八王子市内に所在地を有する構成員であること。
(3)	応募者は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していない
(4)	市から指名停止措置を受けていない
(5)	応募者は市民税、法人税、消費税等を滞納していない
(6)	会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していない
(7)	地方自治法第 92 条の 2、142 条、166 条、168 条、180 条の 5 の兼業禁止規定に該当していない
(8)	複数の事業者が共同事業体を結成して申請している場合、共同事業体協定書が提出されている
(9)	項目(8)の共同事業体協定書に指定手続等に係る権限、八王子市との協定に係る権限を代表者に委任してある
(10)	項目(8)において委任事項の記載がない場合は、指定申請手続き等の代表者に対する委任状が提出されている
(11)	構成員ごとに八王子市戸吹湯ったり館指定管理者募集要項 9-(2) に掲げる提出書類をすべて提出している
(12)	虚偽の記載がない
(13)	法人又は役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当していないこと